

## 外部監査人選任委員会設置要綱

### (設置)

第1条 外部監査人の選任について検討を行うため、外部監査人選任委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 包括外部監査人の選任について
- (2) 個別外部監査人の選任について
- (3) その他外部監査人に関する事項について

### (構成)

第3条 委員会は、別表に掲げる者を委員として構成する。

2 委員会に、委員長を置く。

3 委員長は、企画財政部を所管する副知事の職にある者をもって充てる。

### (委員会)

第4条 委員会は、委員長が主催し、議長となる。

### (庶務)

第5条 委員会の庶務は、企画財政部行政・デジタル改革課において処理する。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

### 附 則

- 1 この要綱は平成11年1月20日から施行する。
- 2 この要綱は平成11年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は平成12年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は平成13年1月1日から施行する。
- 5 この要綱は平成14年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は平成15年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は平成18年4月1日から施行する。
- 8 この要綱は平成19年4月1日から施行する。
- 9 この要綱は平成20年4月1日から施行する。
- 10 この要綱は平成21年4月1日から施行する。

- 11 この要綱は平成31年4月1日から施行する。
- 12 この要綱は令和2年4月1日から施行する。
- 13 この要綱は令和3年4月1日から施行する。

別 表

副知事（企画財政部担当）
副知事（総務部担当）
企画財政部長
総務部長
会計管理者
企画財政部行政・デジタル改革局長